



H18.4.7 1187  
静岡県漁業協同組合連合会  
☎054-254-6011 Fax054-253-9343  
編集・発行=指導部 漁政課  
URL: <http://www.jf-net.ne.jp/sogyoren/>

### 1. 静岡県鯉鮪漁協を解散し、静岡かつお・まぐろ漁業者協会を設立

静岡県鯉鮪漁業協同組合は3月29日に理事会を開き、組合の解散と新組織「静岡かつお・まぐろ漁業者協会」の設立を決めました。

同組合では5月に開催する総会をもって、正式に解散する予定で、それまで清算業務を行います。また、同組合が従来行ってきた業務のうち、指導事業を引き継ぐ任意組織として、4月1日に静岡かつお・まぐろ漁業者協会の設立総会を開いて、規約や会費などを決めました。

### 2. 平成17年度漁業就業動向調査結果の概要公表 漁業就業者数は3.7%減少

農林水産省大臣官房統計部はこのほど、平成17年度漁業就業動向調査結果の概要を公表しました。この調査は、水産基本法に基づき、効率的かつ安定的な漁業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、世帯員の漁業就業状況等の漁業の就業構造及びその動向について明らかにすることを目的としています。

調査によると、平成17年度の漁業就業者数(平成17年11月1日現在)は、漁獲量の減少などにより廃業や規模縮小があり、22万2,510人で前年に比べ8,490人(3.7%)減少しました。これを男女別にみると、男性は18万6,350人(漁業就業者数に占める割合は83.7%)、女性は3万6,160人(同16.3%)で、それぞれ前年に比べ3.7%、3.8%減少しました。

漁業就業者(男性)について年齢階層別の割合をみると、60歳以上の割合は46.9%で前年に比べ0.2%増加しており、また、65歳以上も35.7%で1.2%増加し、ますます高齢化が進んでいる状態が示されました。

漁業就業者数を男女別に自営漁業就業者(自営漁業への就業を主とする者)と雇われ就業者(雇われて漁業に従事することを主とする者)の構成割合をみると、男性は自営漁業就業者が71.1%(13万2,580人)、雇われ漁業就業者が28.9%(5万3,770人)、女性は自営漁業就業者が93.8%(3万3,910人)、雇われ漁業就業者が6.2%(2,250人)で、男女とも自営漁業就業者の割合が高くなっています。

大海区別でもすべての海区で漁業就業者数が減少し、このうち太平洋中区の漁業就業者数は3万2,780人(14.7%)で、前年に比べ3.9%(1,340人)減少しました。

### 3. 黒はんぺんに続く特産品「焼津さばにぎり」を開発

県水産試験場と、焼津蒲鉾商工業協同組合商品開発研究会が共同で、おにぎりを魚のすり身で包んで揚げた新商品「焼津さばにぎり」をこのほど開発しました。

焼津さばにぎりは、地元の小川港で水揚げされたサバやスケトウダラのすり身で、県内産の米を使ったおにぎりを包み、油で揚げ、いなりずしほどの大きさで俵形をしています。また、米を炊く際には駿河湾海洋深層水を使用し、ご飯の中におかかや梅干も入っています。

開発のきっかけは、新焼津港に7月オープンするタラソテラピー施設「アクアスやいづ」

安全・安心な水産物供給と活力ある漁業づくりに努めよう

## 自立漁協の構築に向け合併・事業統合を進めよう

へ、県内外から訪れる観光客などを見込んで、黒はんぺんに続く特産品を売り込もうと、昨年8月より開発に取り組んできました。また、地元で多く水揚されるサバを有効利用し、地産地消の観点からも焼津ならではの商品をまず地元の人に知ってもらおうという狙いもあります。

県水試と同研究会は、昨年9月に焼津漁港で開かれた「オータムフェストinやいづ2005」で、来場者に試作品を試食してもらい、その際集めたアンケートなどをもとに市場調査を実施するなど、大手食品会社並みの商品開発を進めてきました。

### 4. 海洋汚染の発生確認状況まとめ 発生件数360件で前年より65件減少

海上保安庁はこのほど、平成17年の海洋汚染の現状を取りまとめました。それによると、平成17年にわが国周辺海域で確認された海洋汚染の発生件数は360件で、前年より65件減少しました。

この内訳は、油による汚染が229件で前年より41件減少、廃棄物による汚染は、94件で前年より5件減少、工場排水等による汚染が13件で前年より11件減少、赤潮・青潮による汚染が21件で前年より35件減少しました。

平成17年に同庁が送致した海上環境法令違反件数は、621件で前年より167件増加し、依然法令違反が後を絶たない状況で、このため同庁では引き続き海陸空一体となった監視・取締りを行うほか、あらゆる機会をとらえ海洋環境保全の指導啓発などを行っていきとしています。

### 5. 水産物直営店運営手引きを作成

- JF全漁連情報 -

JF全漁連では、「新運動方針」に基づき、販売事業改革の一つとして、「フィッシャーマンズマーケット」による「地産地消」の拠点づくりを提案し、このほどJFグループが取り組む水産物直営店運営の手引きとして、『はじめようフィッシャーマンズマーケット』(全51頁)を作成しました。

手引きでは、水産物直売店の運営に際し、直売所の立ち上げ、運営方法、効果、問題点等を類型化して解説しており、初めて直売店を開設しようとするJFの一助となります。

また、手引き書にはJF等が運営する水産物直売店(434店舗、年間利用者約2,700万人(第11次漁業センサス))の中で、JFが運営する6店舗の好事例も掲載されています。

なお、近日中に本会を通じて関係組合に配布する予定です。

### 6. 新刊図書紹介 「改訂版 漁業制度例規集」 漁業法研究会編著

本書は、平成13年漁業法改正に伴い、新規に解釈例規を掲載した8年ぶりの改訂版で、漁業権、外国人漁業の規制に関する法律などの例規を加え、目次も整備し、多様な解釈のある例規をわかりやすく分類し、漁業に携わる方の様々な疑問にも回答できるよう編集されています。 価格：15,000円(税込) 問合せ先：大成出版社 TEL:03-3321-4131

### 7. 会議・日程(4月11日(火)~4月24日(月))

- 既報分省略 -

4月20日(木) 共水連県事務所 = JF共済担当者会議 (県水産会館)

4月24日(月) 共水連県事務所 = 推進専門委員会 ( " )

- 訂正 - 本紙 1186(3/31)掲載の諸会議・日程のお知らせの中で、大漁祈願祭は4月13日(木)の開催ですのでお詫びして訂正します。

漁協系統事業の全利用運動を進め組織の強化を図ろう